



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 603 和歌山県保健医療計画(平成30年和歌山県告示第417号)の変更 (医務課)..... 1
- 604 " (")..... 1
- 605 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定 (薬務課)..... 2
- 606 大井堰土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課)..... 5
- 607 保安林予定森林 (森林整備課)..... 5
- 608 " (")..... 6
- 609 " (")..... 6
- 610 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)..... 6
- 611 " (")..... 7
- 612 随意契約の相手方の決定 (警察本部)..... 7
- 613 人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に
必要な資格等 (警察本部)..... 8

○ 人事委員会告示

- *8 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正 12

○ 公安委員会告示

- 21 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 12

○ 警察本部告示

- 1 生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者
に必要な資格等 13

○ 公告

- 入札公告 (警察本部)..... 16

○ 諸報

- 入札公告 (警察本部)..... 20

告 示

和歌山県告示第603号

和歌山県保健医療計画(平成30年和歌山県告示第417号)において定めることとされた医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第10号の事項として、和歌山県外来医療計画を次のとおり定めたので、同条第18項の規定に基づき告示する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

(「次のとおり」は、省略し、その計画を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

和歌山県告示第604号

和歌山県保健医療計画(平成30年和歌山県告示第417号)において定めることとされた医療法(昭和23

年法律第205号）第30条の4第2項第11号の事項として、和歌山県医師確保計画を次のとおり定めたので、同条第18項の規定に基づき告示する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

（「次のとおり」は、省略し、その計画を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

和歌山県告示第605号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「エクスタシーセックスアルファー」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真を付して、「エクスタシーセックスベータ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (3) 次の写真を付して、「エクスタシーセックスガンマ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (4) 次の写真を付して、「Research chemical α」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (5) 次の写真を付して、「Research chemical β」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (6) 次の写真を付して、「Research chemical γ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (7) 次の写真を付して、「Research chemical δ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真を付して、「Research chemical C」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真を付して、「Research chemical I」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (10) 次の写真を付して、「Research chemical II」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (11) 次の写真を付して、「Research chemical III」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (12) 次の写真を付して、「Research chemical IV」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (13) 次の写真を付して、「フラッシュ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真を付して、「フラッシュ2」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真を付して、「フラッシュ3」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真を付して、「エクスタシーセックス6」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (17) 次の写真を付して、「old lady」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真を付して、「Classic Powder 2007（クラシック）」の名称で販売される製品であって、

その内容物が粉末のもの。

- (19) 次の写真に示すとおり、「Crazy Sex」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「絶頂トコロテン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「XX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「狂イキ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「Ecstasy Magic」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「悶絶ウケ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「阿鼻叫喚」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「惚ヤク」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「前立腺+α」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「弛緩ウケ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真を付して、「アイス・ギメ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「ジャマイカン セックス」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「Diamond Crystal」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「DARK ANGEL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (33) 次の写真を付して、「女神の潮吹き」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「ミッドナイト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「濡れ聖水」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真を付して、「けつまん MAX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「前立腺クラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「穴爆キメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真を付して、「Zombie Ecstasy」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「Natural Break」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「SEXY BOMBER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「前立腺ラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「GIRL SEX 101」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (44) 次の写真を付して、「420 cyclone (サイクロン)」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (45) 次の写真を付して、「LGBT Dangerous (Nederland)」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「upper liquid」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「淫汁だらだら」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「逆アナ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「Love Harb」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「GOLD MAGIC」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「Dry Orgasm」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (52) 次の写真を付して、「Sex Dangerous」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「FREE SEX xoxoxo」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

の。

- (54) 次の写真に示すとおり、「神龍」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真を付して、「Spirit Of Lemon EX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「HYPER EMOTION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「覇龍」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (58) 次の写真を付して、「PEH-brfNa」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「MAGNA TITAN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「Loco Feel」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「SEXY GANG」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「Crazy MIX 2008」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「@sex.jp」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真を付して、「SEX Hospital」の名称で販売される製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (65) 次の写真に示すとおり、「Luxury S」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (66) 次の写真に示すとおり、「TECHNICIAN」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (67) 次の写真に示すとおり、「VICTORIX GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (68) 次の写真に示すとおり、「Shake Brain」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (69) 次の写真に示すとおり、「HYDORO OVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「BULK UPER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「FREE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「壊落」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (73) 次の写真を付して、「愛液」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (74) 次の写真に示すとおり、「Pussy Boost」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「Extreme number」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (76) 次の写真に示すとおり、「MZ3 MAXIM」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (77) 次の写真に示すとおり、「Skull King」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (78) 次の写真に示すとおり、「Buzz Scream」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (79) 次の写真に示すとおり、「Pure VIII」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (80) 次の写真を付して、「RcFS-4bTCn」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (81) 次の写真に示すとおり、「VIRGIN BACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「NITRO HAZE 3」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (83) 次の写真に示すとおり、「ENEMAREX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (84) 次の写真に示すとおり、「MEXICAN HEETS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (85) 次の写真に示すとおり、「Dr. WEED」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (86) 次の写真を付して、「Yellow solid」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (87) 次の写真に示すとおり、「SEXIST」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (88) 次の写真を付して、「Met264nLd-HASH」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (89) 次の写真に示すとおり、「GORILLA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

- (90) 次の写真に示すとおり、「Extra Coming」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (91) 次の写真に示すとおり、「69 Stars」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (92) 次の写真に示すとおり、「X ZONE」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (93) 次の写真に示すとおり、「Thunder Ultimate」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (94) 次の写真に示すとおり、「Black Cat」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (95) 次の写真を付して、「合法アロマフレグランス「SEXY SMILE 6」」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (96) 次の写真を付して、「Skull Sheet」の名称で販売される製品であって、その内容物がシート状のもの。
- (97) 次の写真を付して、「MAGIC BUTTER」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和2年4月21日

和歌山県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大井堰土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第607号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字寺尾608の3

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第608号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字板立890の1、890の5から890の7まで、891の1、892、字中木1496、1501

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第609号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字西273、277から280まで、601の1、601の4、604の1から604の3まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字愛川字西273・604の1から604の3まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第610号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
日浦垣内（236）、丹生川（237）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第611号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2 土砂災害警戒区域の名称
小安（417）、杖ヶ藪（418）、西ヶ峰（420）、下湯川（421）、作水（422）、大滝（578）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第612号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) カード基体 300枚×3入（優良） 94箱
 - (2) カード基体 300枚×3入（一般） 81箱
 - (3) カード基体 300枚×3入（新規） 10箱
 - (4) 経歴証明書カード基体 300枚 10本
 - (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 85箱

- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 3個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり | 474,210円 |
| (2) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり | 474,210円 |
| (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり | 474,210円 |
| (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり | 165,660円 |
| (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり | 154,000円 |
| (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚
1個当たり | 17,600円 |
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第613号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 調達役務の名称
人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務
- (2) 調達役務の仕様等
人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年4月21日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。
- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）WEB方式のサーバシステムを構築又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

カ この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）サーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（エ）印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（オ）直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

（カ）使用印鑑届

（キ）次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過し

- ていないもの)
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、（シ）の書類については貸借借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (サ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発

生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）の申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（ク）、（ケ）及び（サ）から（セ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年4月21日（火）から同年5月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月21日（火）から同年5月12日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

令和2年4月28日（火）午前11時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和2年4月21日（火）から同年5月18日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和2年5月18日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年5月22日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和2年6月1日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年6月3日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号（労働基準監督機関の職権行使区分）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年4月21日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

第1項第1号の表教育支援事務所の項中「教育支援事務所」を「教育事務所」に改める。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第21号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和2年4月21日

和歌山県公安委員会委員長 中野 幸生

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和2年6月17日（水）から同月19日（金）、同月22日（月）及び同月25日（木）	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和2年5月18日（月）から同月25日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証
- イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

警察本部告示**和歌山県警察本部告示第1号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年4月21日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年4月21日（火）において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）及び（ウ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）冗長化構成（クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成）された24時間365日運用のWEBアプリケーションシステムを構築又は更新した実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

（ウ）（ア）に掲げる業務について、15拠点以上から接続するシステムを構築又は更新した実績を有すること。

カ この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に

履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用によるサーバ機器及びストレージ装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

(イ) (ア)に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発

生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

(コ) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(サ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 2の(1)のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)の申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までの申

請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年4月21日（火）から同年5月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月21日（火）から同年5月12日（火）までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

令和2年4月28日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和2年4月21日（火）から同年5月18日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵送による場合は、令和2年5月18日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年5月22日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和2年6月1日（月）午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和2年6月3日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年4月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度

令和2年度から令和7年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 人事監察管理システム更新委託業務

契約日から令和3年3月31日までの間。ただし、本運用開始日は令和3年3月1日とする。

イ 人事監察管理システム機器賃貸借業務

令和3年3月1日から令和8年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第613号に規定する人事監察管理システム更新委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0560

(2) 期間

令和2年4月21日（火）から同年5月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月21日（火）から同年5月12日（火）までの間に警務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

令和2年4月28日（火）午前11時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和2年6月4日（木）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年6月3日（水）午後5時までに警務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、警務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
ファクシミリ番号 073-423-0120
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Renewal of Personnel Management System, and equipment lease
- (2) Time limit for tender :
11:00 a.m. Thursday 4 June 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Wednesday 3 June 2020)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL:073-423-0110

FAX:073-423-0120

諸 報

入札公告

生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年4月21日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和2年度から令和8年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 生活安全警察支援システム構築委託業務

契約日から令和3年6月30日までの間

イ 生活安全警察支援システム機器賃貸借業務

令和3年7月1日から令和8年6月30日までの間

(4) 調達役務の仕様等

生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県警察本部告示第1号に規定する生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

(2) 期間

令和2年4月21日（火）から同年5月11日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において行うほか、令和2年4月21日（火）から同年5月12日（火）までの間に生活安全企画課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

令和2年4月28日（火）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和2年6月4日（木）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年6月3日（水）午後5時までに生活安全企画課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、生活安全企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Construction of Life Security Police Support System, and equipment lease
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. Thursday 4 June 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.
Wednesday 3 June 2020)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan
TEL:073-423-0110
FAX:073-423-0120